	［略］　ピーマン　［略］	［略］	［略］
二	［略］	［略］	［略］
三	［略］　人間ドック受診料　［略］　短期大学授業料 ［略］　文化施設入場料　［略］	［略］	［略］
四	［略］　鉄道運賃　［略］　レンタカー料金　携帯電話機　［略］　単行本　［略］　サッカー観覧料　［略］	［略］	［略］

	［同上］　ピーマン　にがうり　とうが　［同上］	［同上］	［同上］
二	［同上］	［同上］	［同上］
三	［同上］　出産入院料　人間ドック受診料　［同上］ 短期大学授業料　幼稚園保育料　［同上］　文化施設入場料（公立）　文化施設入場料　［同上］	［同上］	［同上］
四	宿泊料	毎月の五日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日	
	［同上］　鉄道運賃　航空運賃　外国パック旅行費 ［同上］　レンタカー料金　［同上］　辞書　単行本 ［同上］　サッカー観覧料　文化施設入場料（独立行政法人）　［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二表の規定は、令和四年一月一日から施行する。

○財務省令第七十六号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四条、第百五条、第百六条第一項、第百八条、第百四十二条及び第百四十四条の規定に基づき、並びに同令第百三十八条第一項を実施するため、政府所有有価証券取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

財務大臣　麻生　太郎

政府所有有価証券取扱規程等の一部を改正する省令

（政府所有有価証券取扱規程の一部改正）

第一条　政府所有有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第六条　各官庁日本銀行本店ヨリ政府所有有価証券払渡請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府所有有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ適正デアルト認メタルトキハ当該突合表ニ記名スベシ但シ相違アル点ニ付テハ其ノ事由ヲ付記スルモノトス	**第六条**　各官庁日本銀行本店ヨリ政府所有有価証券払渡請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府所有有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ適正デアルト認メタルトキハ当該突合表ニ記名押印スベシ但シ相違アル点ニ付テハ其ノ事由ヲ付記スルモノトス
②・③　［略］	②・③　［同上］